

障害種類別の就労支援施策

障害の種類別にみた雇用支援施策の適用範囲

事 項	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他の障害者	
				発達障害者	その他
法律上の定義規定（障害者雇用促進法）	○	○	○	× (発達障害者支援法に規定)	×
公共職業安定所					
職業指導等	○	○	○	○	○
適応訓練	○	○	○	×	×
就職後の助言及び指導	○	○	○	○	○
求人の開拓等	○	○	○	○	○
求人者の指導等	○	○	○	○	○
事業主に対する助言及び指導	○	○	○	○	○
解雇の届出	○	○	△注1	×	×
トライアル雇用	○	○	○	○	○
特定求職者雇用開発助成金	○	○	○	×	×
障害者職業センター					
職業評価、職業指導	○	○	○	○	○
職業準備訓練及び職業講習	○	○	○	○	○
職場適応援助者による援助等	○	○	○	○	○
事業主に対する雇用管理に関する助言	○	○	○	○	○
総合センターにおける調査研究	○	○	○	○	○
障害者雇用支援センター	○	○	○	×注2	×注2
障害者就業・生活支援センター	○	○	○	○	○
障害者職業能力開発校等（公共職業訓練）					
施設内訓練	○	○	○	△ (受講推薦のみ、訓練手当は支給されない)	△ (直接申込みのみ、訓練手当は支給されない)
障害者の態様に応じた多様な委託訓練	○	○	○	△ (受講推薦のみ、訓練手当は支給されない)	△ (直接申込みのみ、訓練手当は支給されない)
雇用義務に基づく雇用率制度					
雇用義務	○	○	×	×	×
実雇用率へのカウント	○	○	△ (手帳所持者に限る)	×	×
雇入れ計画	○	○	△ (手帳所持者に限る)	×	×
障害者雇用納付金制度に基づく措置					
障害者雇用調整金	○	○	○	×	×
報奨金	○	○	△ (手帳所持者に限る)	×	×
障害者雇用納付金の減額等	○	○	△ (手帳所持者に限る)	×	×
助成金	○	○	△注2	△ (職場適応援助者助成金に限る)	△ (第1号職場適応援助者助成金に限る)注3
在宅就業障害者特例調整金	○	○	△ (手帳所持者に限る)	×	×
在宅就業障害者特例報奨金	○	○	△ (手帳所持者に限る)	×	×
研究・調査・講習、啓発	○	○	○	○	○
その他					
障害者職業生活相談員	○	○	△注1	×	×
調査、研究及び資料の整備	○	○	○	○	○
広報啓発	○	○	○	○	○

※ ○＝適用、△＝一部適用、×＝適用されない

注1：次のいずれかに該当する者に限る。

- ① 精神障害者保健福祉手帳所持者
- ② 適応訓練を修了し当該適応訓練を委託された事業所に雇用されている者

注2：助成金の支給対象となる精神障害者の範囲は以下の通り。

	精神障害者保健福祉手帳所持者であって、症状が安定し、就労が可能な状態にある者	統合失調症、そううつ病又はてんかんにかかっている者（左記を除く）であって、症状が安定し、就労が可能な状態にある者
① 下記の②・③を除く助成金	○	△*1
② 障害者介助等助成金のうち重度 中途障害者等職場適応助成金	△*2	△*2
③ 職場適応援助者助成金	○	○

*1：次のいずれかに該当する者のみ対象

- ・ 公共職業安定所の紹介に係る者
- ・ 当該事業主の事業所において精神障害者社会適応訓練を受けた者
- ・ 地域センターにおける職場復帰のための職業リハビリテーションの措置を受けている者

*2：次に該当する者のみ対象

- ・ 地域センターにおける職場復帰のための職業リハビリテーションの措置を受けている者

注3：第1号職場適応援助者助成金に限り、高障機構が必要と認める障害者のみ対象